令和８年度第５回坂戸市教育委員会会議議事録

１　開会及び閉会に関する事項

開会　令和８年８月１０日（月）午前１０時００分　太田教育長

閉会　令和８年８月１０日（月）午前１０時５８分　太田教育長

２　開催場所

坂戸市役所４０１会議室

３　出席委員

１番　小川　一信（教育長職務代理者）	２番　蓼沼　康子
３番　松井　正樹	４番　毛利　陽子
５番　太田　正久（教育長）	

４　議事参与者

教育部長　三田　耕治	教育部長　加藤　美帆
次長兼スポーツ推進課長　清水　智則	副参与兼教育総務課長　鈴木　貴之
学校教育課長　市川　宗典	社会教育課長　菅野　規之
図書館長　佐藤　美和子	学校教育課副課長　志治　慎由
書記　大濵　賢雄	書記　佐川　和泉
書記　森田　拓海	

５　会議の大要

教育長から、議案第１４号及び議案第１６号は議会案件、議案第１５号は人事案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第１５条の規定により、議事を非公開とし、議事録については、議案第１４号及び議案第１６号の議会案件に限り、９月市議会定例会閉会後に公開することとしたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、議案第１４号から議案第１６号までは議事を非公開とし、議事録については、議案第１４号及び議案第１６号の議会案件に限り、９月市議会定例会閉会後に公開することに決定しました。

【日程第１　議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名　８．１０　教育長、松井委員、大濵書記）

【日程第２　議事録署名委員の指名について】

教育長　　議事録署名委員は、毛利委員を指名します。

【日程第３　教育長の報告】

教育長　　日程第３　教育長の報告ですが、報告事項はありません。

【日程第４　議　事】

教育長　　日程第４　議事に入ります。

教育長　　議案第１４号「令和７年度坂戸市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長　　議案第１４号、令和７年度坂戸市一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。令和７年度坂戸市一般会計歳入歳出決算認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適当と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものでございます。

三田教育部長　　それでは、令和７年度一般会計歳入歳出決算の総括的な内容について説明させていただきます。決算書（教育費関係）の１ページ、歳入を御覧ください。教育費関係の歳入決算額は、収入済額６，８９７万３，９２４円でございます。前年度と比較しますと、４，０９９万１，１８０円の減額となりました。主な減額要因は、学校施設整備事業に係る国庫補助金等の減額によるものでございます。２ページ、歳出を御覧ください。教育費の歳出決算額は、支出済額３４億４，２０５万２，４５９円でございます。項５保健体育費が前年度と比較し増額となりましたが、教育費全体としては、前年度と比較して２，５００万１，５７８円の減となりました。保健体育費の主な増額要因は、市民総合運動公園大体育室等耐震補強等工事に係る経費等の支出によるものです。次に、議案第１４号参考資料、行政報告書（教育費関係）の３ページをお願いします。一般会計の款別歳入・歳出決算額の構成比でございます。下の円グラフを御覧いただくと、教育費は全体で４番目、９．１％となっております。令和７年度の当初予算に計上し、実施しました各種施策、事務事業につきましては、概ね順調に推移するとともに、その実施に当たりましては、国の各種補助金及び交付金を活用し、必要に応じて補正予算等を措置した結果、適正かつ効果的な事務事業が執行されたものと考えております。この後、詳細につきまして、各所管課長から御説明させていただきます。

教育総務課長　　教育総務課分から説明させていただきます。初めに歳入から御説明します。決算書３ページをお願いします。款１２分担金及び負担金、目４教育費負担金、節１保健体育費負担金、日本スポーツ振興センター災害共済給付保護者負担金は、小・中学校の管理下における災害に対し、共済給付を受けるための保護者負担金でございます。次に、款１４国庫支出金、

目５教育費国庫補助金でございます。節１小学校費補助金のうち、学校施設環境改善交付金（繰越明許費分）でございますが、片柳小学校校舎外壁等改修工事に係る補助金を受け入れたものでございます。次に、４ページをお願いします。款２０諸収入、項３、目１、節１貸付金元利収入、入学準備金貸付金元利収入でございますが、坂戸市入学準備金貸付条例に基づき貸付けした方からの返還金でございます。次に、５ページの項５、目４、節１雑入です。太陽光発電電力売払収入は、坂戸小学校太陽光発電の電力売払収入でございます。次に、歳出の御説明をさせていただきます。決算書６ページをお願いします。款１０教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費でございますが、支出済額は２８７万８，９５４円、主な支出につきましては、教育委員４名の報酬を初めとした教育委員会の運営に要した経費でございます。次に、目２事務局費でございますが、教育総務課分は、支出済額６７６万６，８２２円で、支出内容としましては、教育委員会事務局の運営に要した経費でございます。９ページをお願いします。項２小学校費、目１学校管理費でございますが、教育総務課分は、支出済額２億９，１３５万６，４４２円で、支出内容としましては、小学校の施設設備の維持管理に要した経費でございます。１０ページの項３中学校費、目１学校管理費でございますが、教育総務課分は、支出済額１億４，４２３万７，５２９円で、中学校の施設設備の維持管理に要した経費でございます。１６ページをお願いします。項５保健体育費、目１保健体育総務費でございますが、教育総務課分は、支出済額４，３８２万１，１６７円で、支出内容としましては、学校医等への報酬、児童生徒・教職員の健康診断等に要した経費でございます。１７ページをお願いします。目２学校給食費でございますが、支出済額は８億７，６０８万９，２６８円で、支出内容としましては、小・中学校の学校給食の運営、管理に要した経費です。次に、参考資料の行政報告書で事業内容の御説明をさせていただきます。４ページをお願いします。ア教育総務費の（ア）教育委員会費、ａ教育委員会会議開催状況につきましては、坂戸市教育委員会会議規則に基づき令和７年度は計１０回開催しました。次に（イ）事務局費、ａ教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施につきましては、外部評価委員によるヒアリングを行い、報告書を１２月議会に提出しました。ｂ入学準備金貸付事業につきましては、高等学校への入学希望者の保護者に対して２０万円を８件、大学等への入学希望者の保護者に対して３０万円を２件貸付けしました。９ページをお願いします。小学校費関係です。ｄ工事設計、監理業務委託等の実施状況ですが、坂戸小学校外１７校屋内運動場等空調設備整備基本設計業務委託ほか５件の業務委託を行いました。次に、ｅ工事の実施状況ですが、坂戸市立片柳小学校校舎外壁等改修工事ほか５件の工事を実施し

ました。１２ページをお願いします。中学校費関係です。ｄ工事設計、監理業務委託等の実施状況ですが、坂戸市立住吉中学校トイレ改修工事設計業務委託ほか３件の業務委託を実施しました。また、ｅエアコン整備事業につきましては、坂戸中学校ほか６校の特別教室等のエアコン整備賃貸借をリースで継続して行っております。ｆ工事の実施状況ですが、住吉中学校受水槽改修工事ほか６件の工事を実施しました。３２ページをお願いします。保健体育総務費関係です。（ｂ）諸検査等実施状況につきましては、学校保健安全法に基づき、児童、生徒の尿検査、心臓検診及び教職員の健康診断等記載の検査を実施しました。次に、（イ）学校給食費です。ｂ給食調理業務委託の状況ですが、表のとおり小・中学校各校の調理業務を委託して実施しました。３３ページをお願いします。ｃ備品購入状況につきましては、経年劣化等に伴う調理機器の備品を記載のとおり購入しました。次に、３４ページをお願いします。給食費の補助関係です。ｄ坂戸市学校給食費補助金ですが、小学校が月額４，１００円、中学校が月額５，０００円を基準に、学校給食費の補助を実施しました。ｅ坂戸市学校給食食材料費高騰対策補助金ですが、給食食材料費の高騰対策として、令和７年４月から１０月までは、小学校１，４００円、中学校１，５００円、令和７年１１月から令和８年３月までは、小学校１，５００円、中学校１，６００円を毎月補助しました。ｆ坂戸市学校給食代替食補助金ですが、食物アレルギー等の事情で給食の全部又は一部を欠食している児童生徒の保護者に対して給食費相当額を補助しました。ｇ坂戸市市立外小・中学校等学校給食費等補助金ですが、市立外の小・中学校等に在学する児童生徒の保護者に対して給食費相当額を補助しました。教育総務課からは以上でございます。

学校教育課長　　続きまして、学校教育課分について御説明させていただきます。歳入について、主なものを御説明させていただきます。初めに、国庫支出金につきまして、決算書の３ページを御覧ください。目５教育費国庫補助金、節１小学校費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援学級に在籍する児童の保護者に対し、経済的負担を軽減するために交付する就学奨励費に係る国庫補助でございます。理科教育等設備整備費補助金につきましては、理科教育設備の整備充実のため、理科用教材備品の購入に対し国が補助するものでございます。情報機器活用支援体制整備費補助金につきましては、学校のインターネット通信環境を検査及び診断する教育ネットワークアセスメント業務委託に係る費用に対し、国が補助するものでございます。続きまして、節２中学校費補助金、要保護者生徒就学援助費補助金につきましては、生活保護受給世帯の生徒に係る修学旅行費用に対し国が補助するものでございます。特別支援教育就学奨励費

補助金及び理科教育等設備整備費補助金につきましては、小学校費補助金と同様の内容でございます。教育支援体制整備事業費補助金につきましては、医療的ケアが必要な児童生徒に対して配置した看護職員の人件費及びそれに係る消耗品費に対する国庫補助でございます。情報機器活用支援体制整備費補助金につきましては、小学校費補助金と同様の内容でございます。続きまして、県支出金につきまして、決算書の４ページを御覧ください。目７教育費県補助金、節１小学校費補助金、学校応援団推進事業補助金及び節２中学校費補助金、学校応援団推進事業補助金でございますが、保護者や地元の方が実施する環境整備、登下校指導及びパトロール等のボランティア活動に係る費用に対する補助金でございます。中学校配置相談員助成事業助成金につきましては、不登校解消事業で中学校に配置しておりますさわやか相談員の人件費に対する補助金でございます。部活動指導員配置促進事業補助金につきましては、部活動指導員の人件費に係る補助金でございます。続きまして、目３教育費委託金、節１教育総務費委託金、教育研究事業委託金でございますが、上谷小学校が令和７年度埼玉県道徳教育研究推進モデル校となったことに伴い、道徳教育推進に係る研修の講師謝金等に関し、委託料として埼玉県から支払っていただいたものでございます。歳入の説明につきましては以上でございます。続きまして、歳出について主なものを説明させていただきます。決算書の６ページを御覧ください。教育総務費、目２事務局費でございますが、学校教育課分は、支出済額６，８９０万９，４０６円でございます。主な支出につきましては、支援員配置事業、インターナショナルアシスト事業、特認校制推進事業に係る経費のほか、学校教育課が事務を進める上で必要となります経常経費を支出しております。次に、７ページ、目３教育センター費でございますが、支出済額２億４４３万３，６５５円でございます。主な支出につきましては、不登校解消事業、英語指導推進事業、学力向上推進事業、特別支援教育推進事業、教育研究・研修事業、体力向上推進事業に係る経費のほか、教育センターの施設管理等の経常経費を支出しております。続きまして、９ページ、小学校費、目１学校管理費でございますが、学校教育課分は、支出済額３億４，６０４万３，８３２円でございます。主な支出につきましては、学校図書館整備事業、学校教育情報化推進事業、児童生徒安全対策事業、学校・地域等連携推進事業、教材費等補助事業に係る経費のほか、学校の管理運営に要する費用を支出しております。次に、１０ページの目２教育振興費でございます。支出済額１，２４１万５，０４４円となっております。経済的な理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対する学用品費等の援助や、特別支援学級に在籍する児童の保護者への経済的負担を軽減するための援助を行ったものでございます。続きまし

て、中学校費、目１学校管理費でございますが、学校教育課分は、支出済額２億４，０９８万９，８５８円でございます。主な支出につきましては、小学校費と同様の事業や学校管理運営に係る諸経費に加え、中学校部活動推進事業に要する費用を支出しております。次に、１２ページ、目２教育振興費でございます。支出済額１，９８５万８，５７３円となっております。内容につきましては、小学校費と同様の内容でございます。歳出についての説明は、以上でございます。次に、参考資料の行政報告書で主な事業内容の御説明をさせていただきます。初めに、教育総務費の事務局費でございます。４ページ、ｃ 支援員配置事業ですが、表の上段を御覧ください。特別な配慮が必要な児童生徒の教育活動・学校生活の支援を実施するため、学校支援員５３人を全小・中学校に配置しました。下段を御覧ください。小学生への読み聞かせ活動など、読書活動の充実を図るため、全小・中学校に計１０人の学校読書活動支援員を配置しました。ｄインターナショナルアシスト事業ですが、日本語の指導が必要な外国籍等の児童・生徒に対して、非常勤講師８人を１６校に派遣し、５８人の児童生徒に日本語指導を実施しました。次のページをお願いします。教育センター費でございます。ｂ英語指導推進事業でございますが、（ａ）につきましては、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、英語指導助手（ＡＬＴ）１３人を全小・中学校及びイングリッシュサマーイベント等に派遣しました。（ｂ）につきましては、英語力の向上と更なる英語教育の充実を図るため、市内中学校の生徒２，２０１人が実用英語技能検定を一斉受験し、合格率は５２．４％でした。次のページをお願いします。ｄ不登校解消事業の（ｂ）教育支援センター「ぱすてる」に関してでございますが、在籍者２５人に自立と学校へ復帰するための援助等を通級指導により実施しました。（ｃ）さわやか相談員に関してでございますが、１３人を全小・中学校に配置し、いじめや不登校などに関する児童生徒、保護者からの相談を受けることや、問題解決のための援助等を延べ２，２２７日実施しました。（ｄ）弁護士による法律相談に関してでございますが、不登校やいじめにつながる事故等の未然防止、諸問題の円滑な解決を図るため、法律相談を１１件、教職員への研修を１回、児童生徒への出前授業を１９回実施しました。次ページをお願いします。ｆ体力向上推進事業ですが、全小・中学校の水泳授業を民間のスイミングスクール４事業者に委託をして実施しました。次に、小学校費の学校管理費でございます。ａ は市立小学校の児童数・学級数になります。年々減少傾向にあります。次のページをお願いします。ｂの表は、各学校の備品等の購入金額を表にしたものでございます。１０ページをお願いします。ｇ児童生徒安全対策事業でございます。自転車利用時の安全確保を図るため、一昨年度から対象を拡大し、全小学

生にも自転車乗車用ヘルメットの貸与をしました。令和７年度につきましては、令和８年度に新小学１年生になる予定者分を購入し、入学してすぐに貸与できるようにしました。続きまして、（イ）教育振興費でございます。表は、要保護者・準要保護者児童の就学援助の実績です。小学校ごとの認定者数及び学用品費、校外活動費等の内訳となっております。１１ページのｂ特別支援教育就学奨励事業の表ですが、小学校ごとの支給者数、学用品費及び校外活動費等の内訳となっております。続きまして、中学校費の学校管理費でございます。主に小学校と内容が異なるところを申し上げます。表は、市立中学校の生徒数・学級数でございます。こちらも年々減少傾向にあります。１４ページをお願いします。（ｃ）中学生社会体験チャレンジ事業でございますが、１年生が２２０か所の事業所等、地域の協力のもと、それぞれ３日間の社会体験チャレンジを行いました。ｉ中学校部活動推進事業の（ａ）クラブサポーティングスタッフ派遣事業でございますが、外部指導員延べ３６人に部活動指導のサポートをしていただきました。次のページをお願いします。（ｂ）は部活動指導員の配置でございます。部活動での技術指導等をしていただく会計年度任用職員を３校に計４人配置しました。（ｃ）中学校各種大会参加生徒交通費等補助金交付状況につきましては、生徒が部活動の各種大会に参加する際の交通費及び大会参加費並びに楽器運搬等の費用を補助したもので、延べ２，１９６人に交付しました。続きまして、（イ）教育振興費でございます。次のページに、小学校費と同様に、要保護者・準要保護者生徒の就学援助と特別支援教育就学奨励費の実績を掲載しております。説明は以上でございます。

社会教育課長　　続いて、社会教育課分を説明させていただきます。決算書４ページをお願いします。初めに歳入を申し上げます。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節３社会教育費補助金、埋蔵文化財発掘調査事業費補助金は、試掘調査・個人住宅調査に係る対象経費に対する国庫補助金でございます。款１５県支出金、項２県補助金、目７教育費県補助金、節３社会教育費補助金、埋蔵文化財発掘調査事業費補助金は、国庫補助金と同様に試掘調査等に係る対象経費に対する県補助金でございます。放課後子ども教室補助金は、地域人材を活用した学習支援事業に対する県補助金でございます。次に、５ページをお願いします。款２０諸収入、項４受託事業収入、目２教育費受託事業収入、節１社会教育費受託事業収入、埋蔵文化財調査受託事業収入は、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を開発事業者より委託を受けて実施したもので、現場の経費に対する委託金でございます。歳入については以上でございます。続いて、１２ページをお願いします。歳出でございます。目１社会教育総務費につきましては、人権教育推進事業、青少年健全育成活動推進事業、社会教育団体支援事業、

地域人材を活用した学習支援事業、同和対策集会所の管理運営等に係る経費でございます。主なものを説明させていただきます。節７報償費につきましては、地域交流センター人権講座や同和対策集会所事業における人権教育推進事業に係る講師謝金をはじめ、地域人材を活用した学習支援事業のコーディネーターや学習支援員への謝金等でございます。１５ページをお願いします。目３文化財保護費につきましては、埋蔵文化財発掘調査事業等に係る経費でございます。主なものを説明させていただきます。節１２委託料、各種調査委託料につきましては、発掘調査した遺跡に係る遺物実測・図版等作成業務委託や発掘調査報告書作成業務委託のほか、単価契約として、発掘調査に係るくい打ち業務委託や写真測量業務等に要した経費でございます。歳出につきましては以上でございます。続きまして、参考資料の行政報告書１６ページをお願いします。エ社会教育費、（ア）社会教育総務費、a 社会教育委員会議開催状況につきましては、４回開催しました。１７ページをお願いします。（ｃ）人権教育推進事業、Ｉ人権教育推進協議会委員・指導者等研修会につきましては、人権教育実践報告会を含め５回開催し、坂戸市人権教育推進協議会の委員・指導員に対し人権教育を積極的に推進し、人権意識の高揚を図りました。続いて１８ページをお願いします。ｄ青少年育成関係の事業、青少年健全育成の主な事業、Ｉ少年の主張大会につきましては、青少年育成坂戸市民会議が主体となり、青少年の健全育成の推進を図ることを目的に実施しました。１９ページをお願いします。（Ⅲ）青少年健全育成推進店制度につきましては、市内１２８の協力店舗にステッカーの掲出をお願いし、普及啓発に努めました。続いて２５ページをお願いします。ｄ文化財関係の主な事業、（ａ）埋蔵文化財発掘調査、埋蔵文化財調査件数は５８件でございます。内訳としましては、試掘確認調査４４件、本発掘調査１４件でございます。２６ページをお願いします。（ｂ）文化財調査事業にかかる各種調査業務委託、（ｃ）文化財調査事業にかかる発掘用機材等借上料につきましては、それぞれを一覧にしております。社会教育課分は以上でございます。

次長兼スポーツ推進課長　　続きまして、スポーツ推進課分を申し上げます。初めに歳入の主なものを申し上げます。決算書３ページをお願いします。款１３使用料及び手数料、項１使用料、目４教育使用料、節１保健体育使用料、夜間照明施設使用料は、若宮中学校運動場の夜間照明施設使用料です。４ページをお願いします。款１６財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入、節１土地建物貸付収入、自動販売機設置場所土地建物貸付収入は、市民総合運動公園及び健康増進施設に設置されている自動販売機の土地建物貸付収入です。次に歳出について申し上げます。１６ページをお願いします。目１保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、スポーツ

推進審議会委員報酬、スポーツ団体補助、市主催スポーツイベント等の実施に係る経費です。なお、会計年度任用職員の報酬及び各種スポーツ大会出場費補助を増額補正しております。主なものを申し上げます。節１報酬、スポーツ推進委員報酬は対象者２３人で、入間地区及び県の会議や市主催事業等への参加に係る報酬です。スポーツ推進審議会委員報酬は、スポーツに関する調査審議を行う委員８人で、会議３回の開催に係る報酬です。節１２委託料、各種工事設計監理委託料は、若宮中学校運動場夜間照明施設改修工事の監理業務委託料で、各種大会等実施委託料は、坂戸市民スポーツフェスティバル、関東古希軟式野球大会及び関東還暦軟式野球大会への委託料です。１７ページをお願いします。節１４工事請負費、施設改修等工事は、若宮中学校運動場夜間照明施設改修工事を実施しました。１８ページをお願いします。目３体育施設費につきましては、市民総合運動公園、健康増進施設及び市内各所にある河川敷等の運動公園の管理等に係る経費です。主なものを申し上げます。節１４工事請負費ですが、市民総合運動公園大体育室等耐震補強等工事を令和７年度から令和８年度にかけて実施しておりますが、契約金額の４割相当額を前払金として支出しました。決算書の説明は以上でございます。次に行政報告書について御説明します。２７ページをお願いします。オ保健体育費です。（ア）保健体育総務費ですが、ａ第２４回坂戸市民スポーツフェスティバルからｅ第２４回坂戸市民チャリティマラソンまでは、市主催のスポーツイベントとして、主に実行委員会組織により実施しました。２９ページをお願いします。ｉ若宮中学校運動場夜間照明施設、（ａ）利用状況等ですが、令和７年度は改修工事完成後の１０月に貸出しを再開したことから、利用状況は例年の４割程度でした。次ページをお願いします。（ｃ）夜間照明施設の工事実施状況は、繰越事業の改修工事が完成し残金を支出しました。次にｊスポーツ推進事業ですが、（ｂ）坂戸市体育協会・坂戸市レクリエーションスポーツ協会補助事業として各団体へ補助金を交付しました。３１ページをお願いします。（ｃ）各種スポーツ大会出場費補助事業は、スポーツの全国大会及び関東大会に出場する団体・個人に対し出場費を補助しました。３５ページをお願いします。（ウ）体育施設費です。ａ運動公園・健康増進施設等の管理、（ａ）市民総合運動公園・健康増進施設指定管理委託の実施状況ですが、市民総合運動公園は、令和４年度よりさかどスポーツパートナーズが指定管理者となっております。健康増進施設は、ミズノ・セイホクスポーツグループが指定管理者となっており、令和６年度から５年間の委託期間です。次に（ｃ）運動公園等施設管理業務委託の実施状況は、河川敷等の運動公園について対応したものです。次に（ｄ）市民総合運動公園等施設修繕の実施状況は、市民総合運動公園、健康増進施設、その他運動

公園において修繕を実施しました。次に（ｆ）市民総合運動公園の工事実施状況は、市民総合運動公園大体育室等耐震補強等工事で、前払金として４割相当額を支出しました。説明は以上でございます。

図書館長　　続きまして、図書館分につきまして御説明します。決算書１３ページをお願いします。目２図書館費です。支出済額は１億８，５１０万４，１５３円で、全て図書館の管理運営に係る経費でございます。主なものを申し上げますと、節１報酬、会計年度任用職員報酬は、会計年度任用職員１４名分の報酬でございます。次に１４ページをお願いします。節１２委託料、実施設計等委託料につきましては、中央図書館の屋根等の改修工事をするための設計業務を委託で実施したものでございます。次に、節１７備品購入費、図書等につきましては、図書５，４９４冊、ＤＶＤ等５７点など、５，５５１冊点の資料購入費でございます。続きまして、参考資料の行政報告書で事業内容を御説明します。２２ページから２３ページをお願いします。ｃ主な図書館事業ですが、乳幼児から高齢者までを対象に２５事業を実施しました。次に、ｄ修繕の実施状況でございます。中央図書館空調設備修繕、変圧器修繕ほか９件の修繕を実施しました。教育費関係の歳入及び歳出決算の説明は以上でございます。

教育長　　御質疑、御意見がありましたらお願いします。

教育長　　以上で質疑等を終結します。議案第１４号「令和７年度坂戸市一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長　　御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号　坂戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

教育長　　次に、議案第１６号「令和８年度坂戸市一般会計補正予算（第２号）について」を議題とします。教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長　　議案第１６号、令和８年度坂戸市一般会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。令和８年度坂戸市一般会計補正予算（第２号）の措置に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適当と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものでございます。内容につきましては、各所管課長から御説明をさせていただきます。

社会教育課長　　初めに、社会教育課分を説明させていただきます。３ページをお

願いします。歳入でございます。款１７寄附金、項１寄附金、目４教育費寄附金、節１社会教育費寄附金につきましては、市制施行５０周年記念に係る事業へ寄附の申し出があり、寄附者の意向を確認した結果、坂戸のまつり開催事業への寄附を希望されたため、受入れを行ったものでございます。次に、歳出でございます。５ページをお願いします。項４社会教育費、目３文化財保護費、財源更正につきましては、社会教育費寄附金として受け入れた寄附を事業の財源に充当したもので、歳入の充当に係るものであるため、歳出の補正額はございません。以上でございます。

学校教育課長　　補正予算の歳出に係る学校教育課分について御説明させていただきます。４ページを御覧ください。款１０教育費、項１教育総務費、目２事務局費、節１２委託料、システム修正等委託料１５９万５，０００円につきましては、学籍及び就学援助事務において使用している就学事務システムについて、民法等の一部を改正する法律の施行による離婚後の共同親権制度の開始に伴い、システムを改修する必要が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

教育総務課長　　続きまして、教育総務課分を説明します。４ページの款１０教育費、項２小学校費及び項３中学校費につきましては、小・中学校における消防設備点検で不良と判定された項目の修繕及び建築基準法第１２条に準じた定期的な点検の結果、要是正と判定された項目の修繕に要する経費を措置するものでございます。議案第１６号の説明は、以上でございます。

教育長　　御質疑・御意見がありましたらお願いします。

教育長　　以上で質疑等を終結します。議案第１６号「令和８年度坂戸市一般会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長　　御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長　　次に、議案第１７号「令和７年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長　　議案第１７号、令和７年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、令和７年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の結果について、報告書を作成し、市議会に報告したいので、この案を提出するものであります。補足説明をさせていただきます。今回は、令和７年度に実施した教育委員会の事務事業に関する点検及び評価を実施した

ものでございます。市川委員さんと菅原委員さんに外部評価委員をお願いし、４月２４日に対象事業の選定、６月２４日にヒアリングを実施していただき、７月２２日に報告書の内容を御確認いただきました。１ページお捲りいただくと、令和７年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書がございます。令和７年度に実施した１０の事務事業を点検評価の対象とし、一次評価として、事務事業評価シートにより、各課長等が事業の必要性、有効性、効率性、指標の達成度等から自己評価を行い、二次評価として、外部評価委員による各所管へのヒアリングを経て、事業ごとに御意見をいただきました。事務事業全体を通して、概ね目標達成に向けて着実に取り組めているとの評価をいただきましたが、事務事業の中には、有効性や効率性を高める余地があるものや、今後の方向性として拡充を図る必要があるという御意見等もいただいておりますので、今後の事務事業を進める上で改善に努めていきたいと考えております。それでは、外部評価委員さんからいただいた主な御意見について、第２次坂戸市教育振興基本計画の４つの基本方針ごとに御説明いたします。３ページから５ページまでの４事業が「学校教育」関係でございます。主な御意見といたしまして、３ページの「学校給食費補助事業」では、食材料費の高騰により更なる財政負担が見込まれるため、引き続き効率的で充実した学校給食の運営に努めるよう御意見をいただきました。次のページの「学力向上推進事業」では、国語辞典を配布し、生徒が身近に置いて使うことは、活字に親しみ、語彙を増やすために有効であるとの評価をいただきました。「学校施設整備事業」では、今後も、日常的に学校とよく連携を取り、劣化部分の早期発見、早期対応に努めるよう御意見をいただきました。５ページの「特認校制推進事業」では、小中一貫教育による中１ギャップの解消や、英語教育の充実等、良い点は他校での取組に反映するよう御意見をいただきました。続きまして、６ページから８ページまでの４事業が「社会教育、文化の振興・文化財の保護」関係でございます。主な御意見といたしましては、６ページの「地域人材を活用した学習支援事業」では、学力のびのび塾の参加児童数を増やすため、教材費を無償とするなどの参加しやすい仕組みづくりに努めるよう御意見をいただきました。次のページの「中央図書館整備事業」では、適切な施設整備を行い、職員、利用者ともに心地よく使える図書館となるよう御意見をいただきました。「子ども読書活動推進事業」では、引き続き、学校図書館とも連携を密にし、子どもたちが読書に興味が湧くような情報提供や取組を進めるよう御意見をいただきました。次のページの「指定文化財保護事業」では、少子高齢化による地域の祭りや伝統芸能の担い手不足を補うため、行政として支援を行い、地域の活性化と地域コミュニティの醸成に努めるよう御意見をいただきました。９ページは

「青少年の健全な育成」関係の事業でございますが、今年度は、点検及び評価の対象となりませんでした。１０ページから１１ページまでの２事業が「スポーツ・レクリエーション」関係でございます。主な御意見といたしましては、１０ページの「スポーツフェスティバル実施事業」では、参加者の増加により市民の健康増進に大きく寄与しており、市内大学等との連携や開催時間の延長等、運営の一層の充実を図るよう御意見をいただきました。次のページの「各種スポーツ大会出場費補助事業」では、参加費や交通費が高騰する中、関東・全国大会等へ安全に遠征ができるように、補助額の増額等、支援の一層の充実を図るよう御意見をいただきました。以上が点検評価報告書の概要でございます。なお、本報告書につきましては、９月市議会へ報告後、公表させていただく予定でございます。説明は以上でございます。

教育長　　御質疑・御意見がありましたらお願いします。

教育長　　以上で質疑等を終結します。議案第１７号「令和７年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長　　御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長　　次に、議案第１８号「坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。図書館長から提案理由の説明をお願いします。

図書館長　　議案第１８号、坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るための臨時措置の前後で施設の利用率の変化がないことを踏まえ、当該措置時の休館日及び利用時間を坂戸市立図書館勝呂分館及び坂戸市立図書館大家分館の正規の休館日及び利用時間としたいので、この案を提出するものである。補足説明をさせていただきます。令和２年７月以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、臨時措置として、図書館勝呂分館及び大家分館の開館日を水曜日及び日曜日とし、利用時間を午後１時から午後５時までとし、現在も継続しております。新旧対照表を御覧ください。初めに、第３条第２項の分館の休館日ですが、表の右側の旧の規定では、大家分館の休館日は祝日及び土曜日となっておりますが、実際には火曜日、木曜日、金曜日も休館しているため、左側の新の規定では両館とも同じ休館日としております。次に、第４条第２項の分館の利用時間についてでございますが、表の右側の旧の規定では、午後１時から午後５時１５分までとなっておりますが、左側の新の規定では、実際の閉館時間で

ある午後５時までとしております。両分館の実際の開館状況に合わせ、本規則を改正しようとするものでございます。説明は以上でございます。

教育長　　御質疑・御意見がありましたらお願いします。

教育長　　以上で質疑等を終結します。議案第１８号「坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

教育長　　御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長　　以上で議事を終わります。

【日程第５　その他】

教育長　　御意見等がありましたら、お願いします。

（なし）

教育長　　以上をもちまして令和８年度第５回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

＜令和８年度第５回坂戸市教育委員会会議閉会＞